



平成 18 年 5 月 15 日

各 位

河西工業株式会社  
神奈川県高座郡寒川町宮山 3316 番地  
代表取締役社長 藤田 善三  
(コード番号 7 2 5 6 東証市場第二部)  
問合せ先 上席執行役員 福田 史尋  
TEL. 0 4 6 7 - 7 5 - 2 5 5 5

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の期第 75 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 20 条(取締役会設置) 第 30 条(監査役会及び監査役の設置) 第 6 章(会計監査人)を新設するものであります。
- (2) 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 8 条(株券の発行)を新設するものであります。
- (3) 会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 11 条(単元未満株主の権利制限)を新設するものであります。
- (4) 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 27 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (5) 会社法施行規則第 94 条の規定に従い、株主総会参考資料等について電磁的方法により提供できるよう、第 17 条(株主総会等参考書類のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (6) 会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約の締結を可能とするために、第 29 条(社外取締役の責任限定)及び第 38 条(社外監査役の責任限定)を新設するものであります。
- (7) 第 1 条(商号)に英文名を追記するものであります。
- (8) 取締役及び監査役の員数の上限を設定するものであります。
- (9) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (10) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (11) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

本定款変更は、平成 18 年 6 月 29 日の当社第 75 回定時株主総会に付議予定であります。

以 上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は河西工業株式会社と称する。</p> <p>第2条～第3条(条文省略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は東京都に於いて発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は1億2,769万5,000株とする。 ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>(単元未満株式の不発行)</p> <p>第8条 (新設) 当社は1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</p> <p>第9条(条文省略)</p> <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を当社に対し売渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。</p> <p>2. 【条文省略】</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は河西工業株式会社と称し、英文では <u>KASAI KOGYO Co.,Ltd.</u>と表示する。</p> <p>第2条～第3条(現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、1億2,769万5,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式数は、1,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は株式に係る株券を発行する。 2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第9条(現行どおり)</p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式</u>を当社に対し売渡すこと(以下「買増し」という。)を請求することができる。 【現行どおり】</p> <p>(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第11条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p>(3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>前条に規定する単元未満株式の買増を請求すること</u></p>

<p>(名義書換代理人)</p> <p><b>第11条</b> 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. <u>名義書換代理人</u>及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</li> <li>3. 当社の株主名簿及び実質株主名簿ならびに株券喪失登録名簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示又はこれらの抹消、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び売渡しならびに届出の受理等株式に関する事務は、<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、当社はこれを取り扱わない。</li> </ol> <p>(株式取扱規定)</p> <p><b>第12条</b> 当社の株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り及び売渡し、その他株式に関する事項は、本定款の規定のほか取締役会の定める株式取扱規定による。</p> <p>(基準日)</p> <p><b>第13条</b> 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使できる株主とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 前項のほか必要あるときは予め公告して、<u>基準日</u>を設けることができる。</li> </ol> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><b>第14条~第15条</b> 【条文省略】</p> <p>【新 設】</p> <p>(決議)</p> <p><b>第16条</b> 株主総会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p>	<p style="text-align: center;">とができる権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><b>第12条</b> 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. <u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</li> <li>3. 当社の株主名簿、<u>実質株主名簿</u>、<u>株券喪失登録簿</u>及び<u>新株予約権原簿</u>は、<u>株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿</u>、<u>株券喪失登録簿</u>及び<u>新株予約権原簿</u>への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに<u>新株予約権</u>に関する事務は、<u>株主名簿管理人</u>に取扱わせ、当社はこれを取り扱わない。</li> </ol> <p>(株式取扱規定)</p> <p><b>第13条</b> 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する<u>取扱い</u>及び手数料については、法令または本定款の規定のほか取締役会の定める株式取扱規定による。</p> <p>(基準日)</p> <p><b>第14条</b> 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使できる株主とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 前項のほか必要あるときは、<u>取締役会の決議</u>によって、予め公告して、<u>一定の日の最終の株主名簿</u>及び<u>実質株主名簿</u>に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</li> </ol> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><b>第15条~第16条</b> 【現行どおり】</p> <p>(株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><b>第17条</b> 当社は、<u>株主総会の招集</u>に関し、<u>株主総会資料</u>、<u>事業報告</u>、<u>計算書類</u>及び<u>連結計算書類</u>に記載または表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令</u>に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議)</p> <p><b>第18条</b> 株主総会の決議は法令または<u>定款</u>に別段の定めがある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決す</p>
--	--

2. 前項に係わらず、商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、議決権ある他の株主を代理人として議決権を行使することができる。  
この場合には、総会ごとに、代理権を証する書面を提出しなければならない。

#### 第4章 取締役及び取締役会

【新設】

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は株主総会において選任し、その選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

2. 【条文省略】

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は就任後2年内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 【条文省略】

第21条~第23条 【条文省略】

【新設】

(取締役の報酬)

第24条 取締役の報酬は株主総会の決議により定める。

【新設】

る。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。  
この場合には、株主総会ごとに、株主または代理人は、代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第20条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任)

第22条 取締役は株主総会の決議によって選任し、その選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

2. 【現行どおり】

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 【現行どおり】

第24条~第26条 【現行どおり】

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役会が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等は株主総会の決議により定める。

(社外取締役の責任限定)

第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。

<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第25条 当社の監査役は3名以上とする。</p> <p>2. <u>当社は、監査役が法令(又は前項)に定める数を欠くことになる場合に備え、監査役補欠者を選任することができる。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第26条 監査役は株主総会において選任する。又、監査役補欠者は定時株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役及び監査役補欠者の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p>3. 【条文省略】</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は<u>就任後4年内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>2. 【条文省略】</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 <u>監査役はその互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会)</p> <p>第29条 【条文省略】</p> <p>2. 監査役会の決議は監査役の過半数をもって決する。</p> <p>第30条 【条文省略】</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第31条 監査役の報酬は株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">【新 設】</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p style="text-align: center;">(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第30条 <u>当社は監査役及び監査役会を設置する。</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第31条 当社の監査役は5名以内とする。</p> <p>2 【削 除】</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 監査役は株主総会<u>の決議によって</u>選任する。又、監査役補欠者は定時株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役及び監査役補欠者の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって</u>行なう。</p> <p>3. 【現行どおり】</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>2. 【現行どおり】</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会)</p> <p>第35条 【現行どおり】</p> <p>2. 監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって決する。</u></p> <p>第36条 【現行どおり】</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬等は株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">(社外監査役の責任限定)</p> <p>第38条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>
--	--

